政策活動費の使途に関する再質問主意書

提出者 山井和則

政策活動費の使途に関する再質問主意書

令和六年三月一日付で「衆議院議員山井和則君提出政策活動費の使途に関する質問に対する答弁書」を受

領したところですが、答弁が不十分でした。

大や政策立案 ことで不都合が生じるということを申し上げております。 るということ、 く公開すれば、 岸田総理は衆議院予算委員会で、「この政策活動費、 あるいは党の戦略的な運営方針が他 我が党の活動と関わりの 調査研究を行うために、 党役職者の職責に応じて支出しているところですが、この使途を広 ある個人のプライバシー、 の政治勢力や諸外国に明らかになったりする、 自民党における政策活動費を、 と答弁されてい あるいは企業、 ・ます。 この中で言及されている 団体の営業秘密を侵害す 党に代わって党勢拡

そこで以下のとおり、質問します。

「政策活動費」

についての、

岸田総理の一

般的な認識について確認させて頂きます。

侵害するのですか。 「政策活動費」 の使途を公開することが、 般的に、 政党からお金をもらうことを公開されることが当該個人の不利益になる可 政党の活動と関わりのある個人のプライバシーをどのように

能性がありますか。例を示して説明して下さい。

二 「政策活動費」の使途を公開することが、政党の活動と関わりのある企業、団体の営業秘密をどのよう

に侵害するのですか。一般的に、政党からお金をもらうことを公開されることが当該企業、団体の不利益

になる可能性がありますか。例を示して説明して下さい。

三 「政策活動費」の使途を公開することで、一般的に、どのような「不都合」が生じると認識しています

か。例を示して説明して下さい。

右質問する。